

会にも職員を参加させては。

A：町長と相談する。

Q：アンケートを職員が直接配るのでは、生の意見が出ないのではないか。

A：役場の取り組みを知っていただきたい。配布する地域については検討する。

5 ゴミの収集実績およびデイスポーター導入の検討状況について調査を行った。

可燃ゴミの収集は平成17年度5千300tと対前年度99%で微減に止まっている。広域での処理費は1万8千円／tの経費がかかっている。生ゴミ処理機118台、コンポスト300台を町の補助で導入されている。

生ゴミを減量する方法として、デイスポーターを導入する為の調査を平成18年度予算で実施する。生ゴミは減っても特別会計(下水道会計)が上がるようでは導入の意味がない。

委員より

Q：コンポストの設置をもっと積極的に取り組

むべきである。

A：機会ある毎に広報したい。

Q：生ゴミ処理機は使われていない。追跡調査はしているのか。

A：特に調査はしていない。

Q：住民課として生ゴミ減量化の検討として、地区別に大型生ゴミ処理機の検討はしているのか。

A：集落毎の処理は考えていない。

開会中の委員会審査

平成18年12月13日(水)

議案第85号

・新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

平成20年4月から75歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることになった。市町村は、後期高齢者医療の事務処理を処理するため、都道府県単位で、全ての市町村が加入する広域連合を設けるこ

ととなった。市町村は保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口業務を行うことになる。

議案第86号

・湯沢町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

平成5年から国土調査を開始してから14年が経過し、土樽地区も数年で終了の予定である。多くは事業者の利用となるが、数値データの活用として需要も多くなることから、手数料の設定をするものである。

議案第88号

・湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

管理職手当ての額を、職員の属する職務の級における最高の号給に改める。(湯沢町は定額となっているので影響は出ない)扶養親族1人につき6千円に改める。

議案第89号

・湯沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

平成18年10月1日から健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、療養病床に入院している70歳以上の高齢者について「入院時食事療養費」に住居費が加わり「入院時生活療養費」として給付される。それに伴い「入院時生活療養費標準負担額」のうち、「入院時食事療養費標準負担額相当分」について重度心身障害者医療費の助成対象とするものである。

議案第90号

・湯沢町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

平成18年10月1日から健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、療養病床に入

院している70歳以上の者について「入院時食事療養費」が廃止されて、食事および住居費が原則自己負担となる「入院時生活療養費」が創設されることになった。

ひとり親家庭等医療費助成事業(県親)では、入院時食事療養費標準負担額減額認定証所持者に対して、標準負担額全額を助成しているが、10月以降、療養病床に入院する「入院時生活療養費」対象者についても助成を行うため、町条例の一部を改正するものである。

議案第91号

・湯沢町課設置条例の全部を改正する条例の制定について

審査の結果

賛成全員で可決すべきものと決定。

湯沢町課設置条例の全部改正である。肥大化した行政需要に対応するために膨らんだ11課1事業所1局3室33係を8課1局20班とし、参事、課長補佐、副参事、係長、主任制度を廃止し、課の中に行政分野別に20班を置き、班の中に業務責任者